

## 七飯町誘客促進事業助成金募集要項

### 【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により、七飯町への団体旅行が減少していることから、七飯町に関する旅行商品を催行する旅行会社に対し、町内での宿泊を伴う場合は1団体につき11万円、町内での飲食または体験等を伴う場合は一団体につき5万円の助成を、さらに加算要件として、町内での宿泊一人につき3,000円、町内での飲食または体験等利用で一人につき300円を助成します。(1団体の申請人数の上限は100名とします)

※日帰り旅行については、七飯町の飲食施設または体験観光施設等を利用し、他の自治体に宿泊する場合も含まれます。

※1団体とは、同日程同行程で実施される旅行で、バスを複数台利用する場合も1団体とします。

### 【対象者】

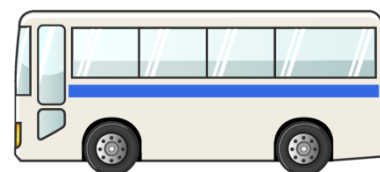
旅行会社として新型コロナウイルス感染予防対策を実践する、国内に本社を有する旅行業の登録を受けている旅行会社であること。

### 【条件】

- ・七飯町内に事業所を有するバス事業者が所有する貸切バスを利用する団体旅行であること。
- ・基準としている新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ガイドラインに留意した旅行であること。
- ・1団体の最小催行人数が10名以上(添乗員、バス運転手、ガイド等の乗務員を除く)で募集する旅行であること。
- ・七飯町内の宿泊施設に宿泊する泊旅行か、七飯町内の飲食施設または体験観光施設等で支出を伴う利用をする日帰り旅行であること。
- ・交付される助成金は旅行商品価格の割引に反映すること。
- ・9月1日以降に出発し、当該年度の3月14日までに催行が完了する旅行であること。
- ・宣伝媒体に「七飯町誘客促進事業」を利用している旨明記すること。

### 【スケジュール】

- ・8月3日(月) 旅行会社からの申請受付開始(先着順)
- ・9月1日～ 団体旅行催行
- ・～3月14日 催行後、実績報告  
実績報告を精査し、助成金額を確定  
旅行会社から請求、助成金交付



### 【その他】

- ・先着順での受付となることから、公平を期するためメールでのみ申請を受け付けます。原本については別途郵送してください。
- ・必要書類が揃っていて初めて申請を受理いたしますので、提出の際は不備の無いようご確認ください。

【メール提出先】七飯町経済部商工観光課観光係 ([212-kankou@town.nanae.hokkaido.jp](mailto:212-kankou@town.nanae.hokkaido.jp))

【メール提出の際の注意点】

他のメールとの混同を避けるため、タイトルの冒頭に「七飯町誘客促進事業助成金」と記載してください。  
メールでの申請後、電話にてご確認いただくことをお勧めします。

電話：0138-65-2517 担当：三浦、河村 対応可能時間：平日 8:30～17:15

【申請手順】

## 1 申請書の提出

必要な書類を作成の上、メールにてご提出ください。原本は事務局まで郵送してください。

【提出期限】当該旅行出発日の15日前まで

※3/1～3/14の期間に催行が完了する商品の書類提出期限は1/29午後5時まで

【提出物】 ・助成金交付申請書（第1号様式）

・誓約書

・旅行業登録票の写し

・旅行商品の実施計画書または行程表（旅程、人数、貸切バス使用が確認できるもの）

・その他町長が必要と認める書類

## 2 事務局にて審査～交付決定

審査後、本制度による助成を行うことが決定した旅行会社には交付決定通知をメールにてお知らせします。

## 3 旅行催行

交付決定後、本制度を活用した旅行を実施してください。

## 4 実績報告書の提出

必要な書類を作成の上、メールにてご提出ください。原本は事務局まで郵送してください。

【提出期限】当該旅行を完了した翌月の15日まで（3月1日～14日に完了する旅行は同月15日まで）

【提出物】 ・実績報告書（第5号様式）

・施設等を利用したことを証明する書類、本事業を利用していることがわかる証拠書類

## 5 事務局にて審査～交付額確定

事務局で実績報告内容を精査し、実績に基づき助成金確定通知をメールにてお知らせします。

## 6 助成金請求

助成金確定通知に基づき速やかに請求書をメールにてご提出ください。原本は事務局まで郵送してください。

【提出物】 ・助成金交付請求書（第7号様式）

・振込口座情報を確認できる書類

## 7 助成金交付

旅行会社へ助成金を交付します。

【お問い合わせ】

七飯町経済部商工観光課観光係

三浦、河村

電話：0138-65-2517

営業：8:30～17:15（平日のみ）